

明治憲法構想過程における宗教の位置づけとその作用 —「信教の自由」をめぐる対外関係を中心に—

枠居 宏枝*

0. はじめに

本文は、第七回国際日本学コンソーシアムでの発表の要旨である。

報告では、大日本帝国憲法第28条において「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」と規定された「信教の自由」条項に至るまでを、欧米との関係やお雇い外国人意見とその接受に着目した対外的側面からの検討を行い、国際社会での「自主独立」のため、法治国家に内在されていく宗教について考察した。

目次は以下の通りである。

1. 先行研究と課題設定
2. 「信教の自由」問題
3. 国教の模索
4. 憲法の遵守と運用
5. おわりに

1. 先行研究と課題設定

これまで「信教の自由」条項については、内政と外政の両面から検討がなされてきた。まず内政面では、山口輝臣氏によって国家における宗教問題・宗教政策の検討が充実してなされており¹、また為政者個人の宗教観に言及した検討²も進展している。

一方外政面では、近世では禁教とされていたキ

* お茶の水女子大学大学院生

リスト教の容認という視点から東アジアへの国際法の適応の中で論じられてきた³他、マーチン・コルカット氏⁴、そして山崎渾子氏の一連の研究⁵によって、明治5(1872)年の岩倉使節団派遣中に、条約改正の障壁となったキリスト教禁教政策問題について明らかになっている。しかしながら山崎氏の研究では、岩倉使節団でのキリスト教禁教政策問題から、明治22(1889)年の大日本帝国憲法公布まで、その指摘が一足飛びとなっている点には問題があろう。

そうしたことから本報告では、大日本帝国憲法第28条に「信教の自由」が明文化されるまでのプロセスを、国家承認を得るための国際基準を模索する過程、つまり対外的な面での模索期とし、お雇い外国人意見と為政者の判断における宗教の位置づけを考察することで、憲法上に明文化されたことの意義を再検討する⁶。

2. 「信教の自由」問題

2-1. 岩倉使節団の課題

まず初めに、岩倉使節団が「信教の自由」問題に直面するまでをみていきたい。

安政5(1858)年7月に締結された、日米修好通商条約の第8条によって居留地内におけるアメリカ人の信仰の自由が規定された。いわゆる、不平等条約においてである。ここで想起されるのが、18世紀オスマン帝国のキャピチュレーション(capitulation)⁷である。そもそもキャピチュレーションとは、オスマン帝国がハプスブルク帝国に

与えた特権であったが、オスマン帝国の衰退とともに、キリスト教国と非キリスト教国との不平等条約となっていた。

明治政府も慶應4(1868)年4月の五榜の掲示第三札で「切支丹邪宗門ノ儀ハ堅ク御制禁」とし、キリスト教は依然禁制としていた。そうした中、明治4(1871)年12月から明治6(1873)年9月にかけて欧米視察を行った岩倉使節団は、禁教政策保持のまま日本を出発し、アメリカで信仰の自由を認めるべきであるとする主張に直面したのである。

以下、その後の岩倉使節団の経過を概観したい。まず、大久保利通・伊藤博文は一時帰国し、留守政府へ高札撤去・解禁政策を願い出た。しかし、留守政府と議論は沸騰し、アメリカでは条約改正交渉の中止が決定され、禁教政策は現状維持となった。使節団がヨーロッパに渡った後、再び各国から禁教政策に対する抗議を受けたがキリスト教の解禁には至らなかった。留守政府は明治6(1873)年2月に五榜の掲示の撤回、高札除却を行うものの正式には公表されず、岩倉も留守政府もこの姿勢を黙許でない、とするいわばダブル・スタンダードをとるに至った⁸。以上が経過の概観である。

2-2. 国内における議論

国内では、留守政府が明治5(1872)年、教部省⁹を設置してキリスト教の国内への浸透を防止する神・儒・仏の合同布教体制をとった。外務省や岩倉使節団はこれに反対し、明治10(1876)年1月に教部省は廃止となり、社寺行政は内務省社寺局に移管される(～明治17年)。

一方ではキリスト教の国教化や天皇改宗論も出る中で、米、清、英公使を歴任した森有礼は、「信教の自由」が「文明国」に必要な条件であるということを重視し、「信教の自由」が文明の核心を形成すると同時に、宗教を国法で管理することが「文明」の実践的な理念であるとしていた¹⁰。

駐独公使の青木周蔵は、信仰の自由の必要性を認識しつつも、それを行える以前に国民が開化していないとし、政府は国教を定め、国民を教導する必要があると主張した¹¹。

また司法省官僚の井上毅は、国家や政治が宗教をどう「籠絡」するかを説き、宗教を「治安之器具」と主張する。そのために「宗教的寛容(トレランス)」の採用を述べた¹²。侍補の元田永孚は天祖を奉ることによって国家の修身・政治の軸とする必要を建議している¹³。

ここで、国教を如何に定めるか、ということが問題として発生するが、欧州各国の憲法には国教の規定と信教の自由が並立していた。次節では、国教について見ていきたい。

3. 国教の模索

3-1. 伊藤博文の渡欧

明治15(1882)年3月から、伊藤は立憲政体調査のため渡欧する。渡欧中伊藤はグナイト¹⁴と談話し、モッセ¹⁵やシュタイン¹⁶の個人講義を受講していた。また、冬季休暇を利用して、12月27日から翌年1月5日まで南ドイツを周遊し、訪問先でホーヘンツォレルン・ジグマリンゲン侯¹⁷、ワイマール大公¹⁸と宗教談になった¹⁹。

ホーヘンツォレルン・ジグマリンゲン侯は、歐米の「上等貴族」による政治と宗教との密接な関係を伊藤に説いた。また伊藤は、ワイマール大公との談話での出来事を松方正義に宛てて、「縷々日本の事情に涉り、終極は早晚宗教談に及ぶ。僕太だ答辭に苦しむ事多し。然し我政府の宗教者を遇する頗る寛大にして、措て問はざるの現状を以て説明せり。」さらに、「外教を奉ずる者は、人情相通じ利害相關するも、既に道徳の精神出處を異にするを以て、大体に於て自ら異同親疎の別なき能はず。而して其同親なる者を援助敬愛し、其異疎なる者を漸次消滅せんとす。西欧人の東洋に交る此心ある事、火を視るよりも瞭かなり。實に我

東方の形勢は、累卵よりも危しと云べし」と書き送り、日本の有する宗教の状況に危機感を募らせた。

この渡欧の際に、伊藤が受けたモッセの講義録『莫設氏講義筆記』²⁰では、プロシア憲法における「宗教自由」について言及するにとどまっており、またシュタイン講義録『大博士斯丁氏講義筆記』²¹には宗教や国教に関する記述はみられない²²。

3－2. お雇い外国人意見

伊藤の渡欧の際には明確にされなかった国教について、さらに後年のお雇い外国人意見を見ていきたい。

明治 18 (1885) 年 10 月から翌年 3 月に、伏見宮貞愛親王が受けたグナイスト講義筆記『グナイスト氏談話』²³では、

欧州各国と外交を開くときは、欧州の如く宗教の自由を許すべし。然れども勝手に之を許すの義に非ず。即ち日本の宗教外は、公の宗教として之を許すことなく、皆私の宗旨となすべし。

と語られ、また「日本にて憲法を定むるに当ては必国教なる者を定めて而して『トランシス』の制を許すべし」とされた。また国教については、「日本は仏教を以て国教と為す可し」との考えが明確に示された。

さらに明治 20 (1887) 年 5 月から翌年 3 月に滞欧した海江田信義のシュタイン講義筆記『須多因氏講義筆記』²⁴では、「神道は御國にて国体を維持するに必要なるを以て之を宗教に代用して自ら宗教の外に立て国家精神の帰郷する所を支持」する必要が説かれた。シュタインは神道をもって国教と為し、信教は別に自由にゆだねるといった方式をもって、信教の自由を認める近代的な形式を損なうことなく、且つ国教により人心を画一的に方向付けることを定めている。

再びシュタインの意見に戻ると、明治 22 (1887)

年 10 月船越衛²⁵が聴講した際のシュタイン講義筆記『澳国斯多因博士 国粹論』²⁶では、

如何なる宗教の信仰も如何なる宗教上の結合も皆国民同等の公権に服従すればなり。此主義は即ち諸般の実際に於て充分に及び寺院の統一を為すに異なることなし。余は今左の文を以て結論とせんとす。曰く此原則は国権を以て其範囲を確守し且敵日に之を行はば宗教の種別あるは決して其國粹の統一を害することなし、英米の事実以て之を徵せり
と述べられ、宗教の信仰は「国民同等の公権に服従す」ことが示唆された。

4. 憲法の遵守と運用

4－1. 伊藤博文の“國家の機軸”構想

以上のような渡欧経験と外国人意見の渉獵を経て、伊藤は明治 20 (1887) 年、万国並立の為には宗教以外「務めて欧風に模倣し」、東洋に「一つの欧州的の日本を造立せんとする」ことを主張するに至った²⁷。

明治 21 (1888) 年 6 月 18 日、伊藤は議長を務める枢密院での憲法会議の冒頭で（下線は報告者による）、

憲法政治は、東洋諸国に於て曾て歴史に徵證すべきものなき所にして之を我日本に施行するは事全く新創たるを免れず……已に各位の曉知せらるる如く欧州に於ては當世紀に及んで憲法政治を行はざるものあらずと雖、是れ即ち歴史上の沿革に成立するものにして其萌芽遠く往昔に發せざるはなし。反之我国に在ては事全く新面目に属す。故に今憲法を制定せらるるに方ては、先づ我国の機軸を求め、我国の機軸は何なりやと云ふ事を確定せざるべきからず。機軸なくして政治を人民の妄議に任す時は、政其統起を失ひ國家亦た隨て廢亡す。苟も國家が国家として生存し人民を統治せんとせば、宜く深く慮りて以て統治の効用

を失はざらん事を期すべきなり。抑歐州に於ては憲法政治の萌せる事千餘年、独り人民の此制度に習熟せるのみならず、又た宗教なる者ありて之が機軸を為し、深く人心に浸透して人心此に歸一せり。然るに我国に在りては宗教なる者其力微弱にして一も國家の機軸たるべきものなし。佛教は一たび隆盛の勢を張り、上下の人心を繋ぎたるも、今日に至ては已に衰替に傾きたり。神道は祖宗の遺訓に基き之を表述すと雖も、宗教として人心を帰向せしむるの力に乏し。我国に在て機軸とすべきは独り皇室あるのみ。是を以て此憲法草案に於ては専ら意を此点に用ひ、君權を尊重して成るべく束縛せざらん事を勉めたり²⁸。

と述べた。

皇室に関しては、帝室法と憲法を分離すべきとするシュタインの主張²⁹を採用する形で、憲法とは別に皇室典範が作成されたと言える。

4－2. 憲法と国家の歴史

明治 22 (1889) 年 2 月 11 日、大日本帝国憲法が発布され、6 月には貴族院及び衆議院の議員規則や欧米の議会運営を調査するため、金子堅太郎が欧米に派遣された。このとき金子は、伊藤から憲法義解の英訳本を託され、欧米の政治家及び憲法学者の批評を得るように命じられた。

シュタインと面会し憲法を披露した金子は、シュタインから次の意見を聞く。

歴史は一国の進歩の順序を示し、亦国家万般の事実を記載するものなり、故に国民の愛国心を振興せしめんと欲せば先づ其の国の歴史の何たるを知らずして可ならんや、現に英独の如き憲法国に於ては精細なる歴史を基本として常に王室の尊厳を保つことに力むるは、蓋し歴史は其の国の成立の始祖を知るが為めには尤も有益にして不可欠の学科なり³⁰。

明治 25 (1892) 年 9 月に、金子はホランドの推薦もあり、スイスのジュネーヴで開かれた国際公

法会に出席した³¹。そこで金子は憲法以下の諸法典や統計を提出し、日本の制度に関する調査に着手して会の意見を公表することを希望する旨の演説をおこなった。結果、全会一致で他の東洋諸国の司法制度とは切り離して、日本の制度調査の特別委員会を設けることが議決され、日本は法治国家として国際社会での容認に向けて前進を果たしたのである。

5. おわりに

以上のことから、不平等条約改正（治外法権は 1894 年日英通商航海条約により撤廃され、1899 年日米通商航海条約締結により発効。また関税自主権は 1907 年締結の日露新通商航海条約に始まり、1911 年に完全に回復）に向けた憲法制定の一要素として、「信教の自由」の規定があったことが指摘される。ただし、日本の欧米化に向けた動きの中には「宗教以外」という留保があったことは看過できない。つまり、宗教は欧米に倣わないということである。それではなぜ、その選択肢がとられたのであろうか。皇室が国教を「担当」することによって国教を定めることなく「信教の自由」を明文化することが可能となったからである。そこには、シュタインを始めとしたお雇外国人の重要なアドバイスがあり、皇室の尊厳保持、国家の正当性としての「歴史」を示すことで憲法ひいては国家を保持することが可能となった。

以上の分析は、国際法による国家承認の要件が、国家の宗教の異同から、文明の程度 (=憲法発達の歴史)への移行したことを裏付けるもの、ということができよう。更なる史料の収集、分析、実証については今後の課題としたい。

註

- 1 山口輝臣『明治国家と宗教』(東京大学出版会、1999)、山口輝臣・小倉慈司『天皇の歴史9 天皇と宗教』(講談社、2012)
- 2 個人の宗教認識を扱ったものとして、青木周蔵の信仰の自由認識と木戸孝允との宗教談については、西川誠「明治初年の青木周蔵—明治7年前後、木戸派の国家構想—」(犬塚孝明編『明治国家の政策と思想』吉川弘文館、2005)を参照した。また森有礼については林竹二による森とキリスト教との関係を扱った研究『林竹二著作集』(第2巻、筑摩書房、1986)の他、中野目徹「森有礼における『文明』と宗教」(日本宗教史研究年報編集委員会編『日本宗教史研究年報』Vol.7、佼成出版社、1986)、犬塚孝明『森有礼』(吉川弘文館、1986)に詳しい。井上毅については、中島三千男「明治国家と宗教—井上毅の宗教観・宗教政策の分析—」(『歴史学研究』413、1974)、阪本是丸「明治前期の政教関係と井上毅—キリスト教・仏教の処分をめぐって—」(梧陰文庫研究会編『明治国家形成と井上毅』木鐸社、1992)、齊藤智朗『井上毅と宗教—明治国家形成と世俗主義』(弘文堂、2006)を参照。山崎渾子『岩倉使節団における宗教問題』(思文閣出版、2006)にも『明六雑誌』に寄稿した加藤弘之、津田真道、福澤諭吉、森有礼、中村敬宇についての言及がある。元田永孚については沼田哲『元田永孚と明治國家』(吉川弘文館、2005)に詳しい。
- 3 東アジアへの国際法の適用については、広瀬和子「国際社会の変動と国際法の一般化—十九世紀後半における東洋諸国の国際社会への加入過程の法社会学的分析一」(寺沢一他編『国際法学の再構築』下、東京大学出版会、1978)を、また日本及び東アジアにおける国際法の受容を概観したものとして、安岡昭男「日本における万国公法の受容と適用」(『東アジア近代史』第2号、1999)および、広瀬和子「アジアにおける近代国際法の受容と適用」(『東アジア近代史』第3号、2000)を参照した。
- 4 マーチン・コルカット「岩倉使節団と明治初期の宗教問題」(明治維新史学会『明治維新と西洋国際社会』吉川弘文館、1999)
- 5 山崎渾子「岩倉使節団における宗教問題」(田中彰、高田誠二『「米欧回覧実記」の学際的研究』、北海道大学図書刊行会、1993)、山崎渾子「岩倉使節団と宗教問題—アメリカ新聞の分析を中心一」(明治維新史学会『明治維新と西洋国際社会』吉川弘文館、1999)、山崎渾子「岩倉使節団と信仰の自由」(『日本の時代史21 明治維新と文明開化』、吉川弘文館、2004)、山崎渾子「岩倉使節団における宗教問題」(思文閣出版、2006)、山崎渾子「キリスト教の復活と岩倉使節団」(荒野泰典、石井正敏、村井章介編『日本の対外関係7 近代化する日本』、吉川弘文館、2012)
- 6 明治憲法制定過程の大著である稻田正次『明治憲法制定史』(上巻、有斐閣、1960、175-180頁)では、「信教の自由」について、キリスト教の禁制と明治6年の高札撤去を言及するに留まる。
- 7 オスマン帝国のキャビチュレーションの変化については、鈴木董「イスラム世界秩序とその変容—世界秩序の比較史への一視点ー」(『東アジア近代史』第3号、2000)を参照。
- 8 前掲、山崎渾子 1993
- 9 教部省については、前掲、阪本是丸 1992、池田英俊『明治仏教協会・結社史の研究』(刀水書房、1995)を参照。
- 10 前掲、中野目徹 1986
- 11 前掲、西川誠 2005
- 12 明治5年「外教制限意見案」(井上毅傳記編纂委員会編『井上毅傳 史料編』1巻 國學院大學図書館、1966)
- 13 「宗教論(伊藤内務卿宛)」(国立国会図書館憲政資料室蔵「元田永孚文書」110-26)
- 14 Heinrich Rudolf Hermann Friedrich von Gneist (1816-1895)、ドイツ(プロシア)の公法学者、政治家。ベルリン大学で学ぶ。1858年から終生ベルリン大学教授。プロシア下院議員、ドイツ帝国議会議員、プロシア上級行政裁判所の裁判官などを務めた。邦訳としては、『英国行政法講義』、『建国説』、『歳計予算論』などがある。
- 15 Albert Mosse (1846-1925)、ドイツの法律家。ベルリン大学で学ぶ。普仏戦争に志願兵として従軍後、各裁判所の判事を歴任。ベルリン市裁判所判事であった1979年に日本公使館顧問となる。伊藤が渡欧した際は、グナイトの愛弟子として師に代わって約五ヶ月にわたり伊藤に体系的なドイツ憲法學を講義した。その内容は伊東巳代治筆記『莫設氏講義筆記』としてみることができる。1986年、三年契約で内閣および内務省法律顧問として来日。更に十一か月延長され、その間日本の地方自治制度に多大なる貢献を残した。明治21年公布の市制・町村制はドイツの地方制度を基礎として起草したモッセ案に多少の修正が加えられて成立したものである。1890年4月帰国後は、ケニッヒスベルク控訴院判事、ケニッヒスベルク大学の名誉教授などを歴任した。
- 16 Lorenz von Stein (1815-1890)、公法・経済・行政学者。シュレスヴィッヒ=ホルシュタイン生まれ。キール大学、のちにパリで学ぶ。1855年ウイーン大学教授、政治学・経済学を講義、1882年伊藤博文に憲法・行政法を講じ、以後「シュタイン詣で」が始まった。シュタインの業績は行政学・財政学・国民経済学・国家学など、社会科学の各方面に及ぶものであった。

- 17 Karl Anton Joachim Zephyrin Friedrich Meinrad von Hohenzollern-Sigmaringen(1811 – 1885)、ホーエンツォレルン＝ジグマリンゲン侯国最後の侯(在位：1848年－1849年)。のち、プロイセン王国宰相(在職：1858年－1862年)。
- 18 Carl (Karl) Alexander August Johann (1818 – 1901)、ザクセン＝ヴァイマル＝アイゼナハ大公。
- 19 明治16年1月8日付松方正義宛伊藤博文書簡、春畠公追頌会『伊藤博文伝』(中巻、原書房、1970、335 – 337頁)
- 20 清水伸『明治憲法制定史』(上(明治百年史叢書第165巻)、原書房、1971)所収。
- 21 国立国会図書館憲政資料室蔵「伊東巳代治関係文書」、前掲清水1971所収。
- 22 明治21年、シュタインは海江田に対し「伊藤總理の当地に在るや、常に国家実地上の機務を談するの緊要なるが為に、敢えて多事に移る違なく、国家精神上の事を談ずるは、今回を始めとす」と述べている。
- 23 『明治文化全集』(第一巻 憲政篇、日本評論社、1928、418 – 495頁)、國學院大學日本文化研究所編『井上毅傳外篇 近代日本法制史料集—諸氏雜纂—』(第十九巻、國學院大學、1998)
- 24 『明治文化全集』(第1巻 憲政篇、日本評論社、1928、514頁)
- 25 船越衛(1840 – 1913)、広島藩出身の明治期の官僚・貴族院議員。明治13年千葉県令、19年7月千葉県知事、21年10月元老院議官、21年11月～22年10月欧米各国へ出張、23年5月石川県知事、24年4月宮城県知事、27年から貴族院議員、宮中顧問官、枢密顧問官を歴任。
- 26 船越衛編『澳国斯多因博士 国粹論』1894
- 27 「元田永孚手記」(前掲「元田永孚文書」111 – 15)
- 28 前掲『伊藤博文伝』(中巻、614 – 617頁)
- 29 前掲『大博士斯丁氏講義筆記』
- 30 尚友俱楽部調査室『憲政資料シリーズ尚友ブック レット第10号 金子堅太郎「欧米議院制度取調巡回記』(尚友俱楽部、1998)。シュタインの他、オックスフォード大学教頭のアンソン、同教授ダイシー、同教授ホランド、碩儒スペンサーなどから同様に歴史の必要性について意見されている。
- 31 金子の国際公法会出席については、堀口修「金子堅太郎と国際公法会－日本の条約改正問題をめぐる国際論議によせて」(『東アジア近代史』第2号、1999)に詳しい。